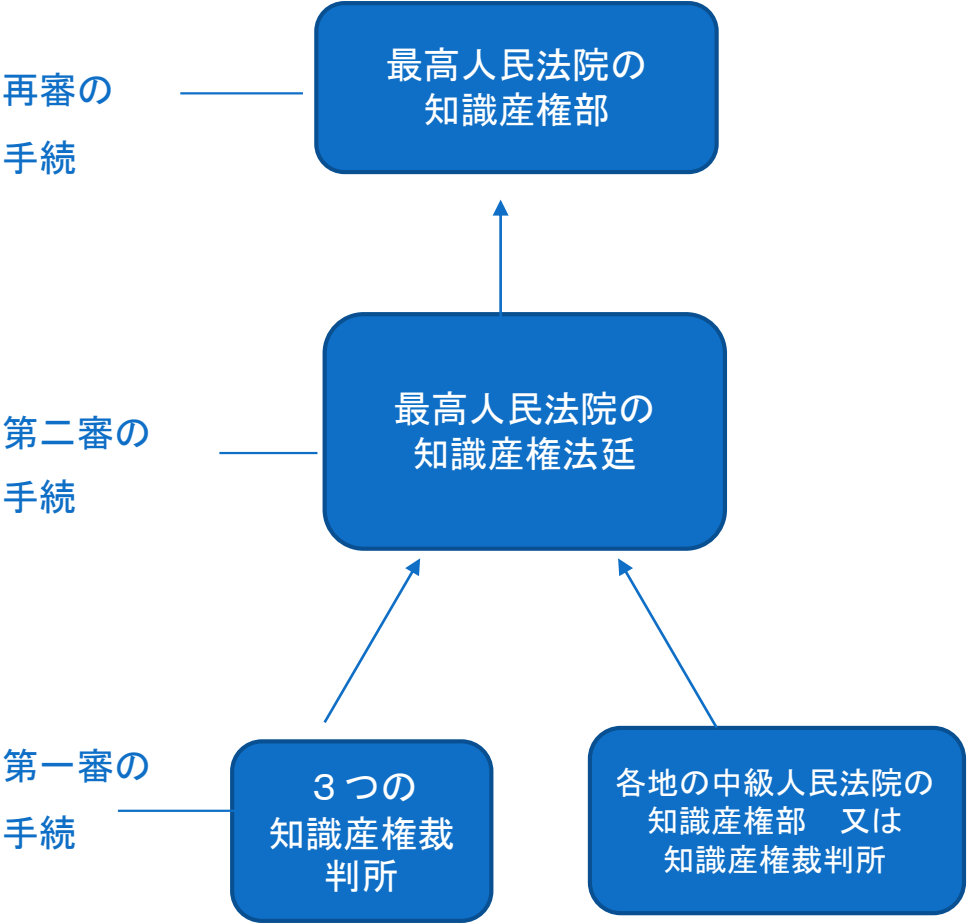


中国における特許侵害訴訟の概要

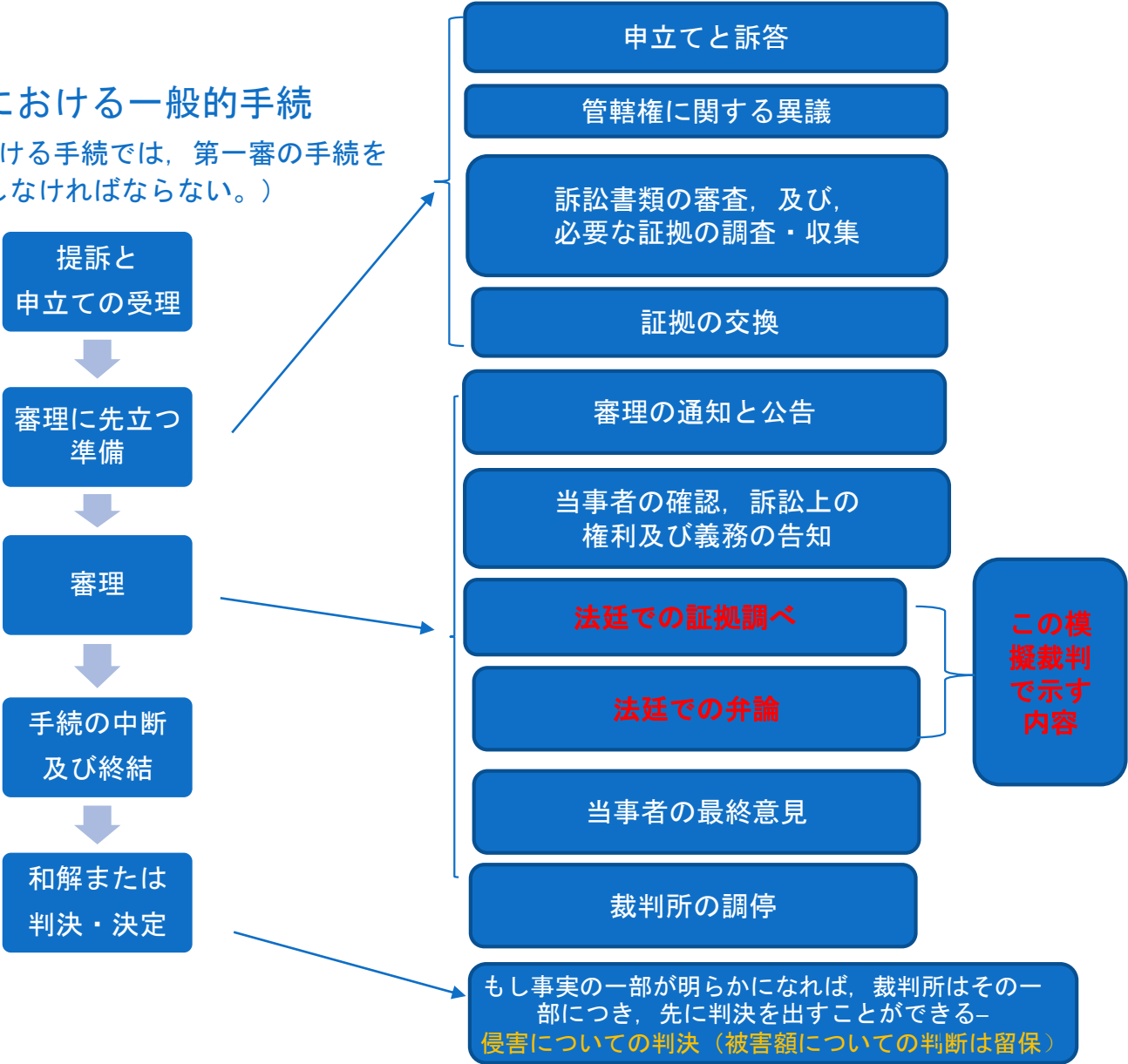
●訴訟手続

(発明と実用新案の特許侵害事件について)



●第一審における一般的手続

(第二審, 再審における手続では, 第一審の手続を参照しなければならない。)



中国におけるクレーム解釈に関する条文

- 特許法（2008年施行）

第59条第1項 発明又は実用新案の特許権の保護範囲は、請求項の内容を基準とし、明細書及び図面は請求項の内容の解釈に用いることができる。

- 特許権侵害をめぐる紛争事件の審理における法律適用の特定の問題に関する最高人民法院の解釈（2010年施行）

第2条 人民法院は、請求項の記載に基づき、明細書及び図面を読んだ当該分野の一般的な技術者の当該請求項についての理解と結びつけた上で、特許法第59条1項に定める請求項の内容を決定するものとする。

第3条 人民法院は、ひとつの請求項について、明細書や図面並びに特許権の請求項の中の関連する請求項、審査記録を適用して解釈することができる。明細書において請求項の用語が特別に定義されている場合には、その特別定義に従う。

請求項の意味が上記方法を用いても明確にならない場合、参考書や教科書などの公知文献、及び当該分野の一般的な技術者が有する一般的な理解と結び付けて解釈することができる。

第6条 特許出願人や特許権者が、特許権の付与又は無効手続において、請求項や明細書の修正又は意見陳述を通じて放棄した技術的方策を、権利者が特許権侵害をめぐる紛争事件において特許権の保護範囲に取り入れる場合には、人民法院はこれを支持しない。 **（禁反言の法理）**

中国における特許権侵害の決定基準に関する条文

- ・ 特許権侵害をめぐる紛争事件の審理における法律適用の特定の問題に関する最高人民法院の解釈（2010年施行）

第7条 権利侵害で訴えられた技術的方策が特許権の保護範囲に入るか否かを判断する際に、人民法院は権利者が主張した請求項に記載された全ての技術的特徴を審査しなければならない。（*全要素規定：オールエレメントルール*）

権利侵害で訴えられた技術的方策が、請求項に記載された全ての技術的特徴と同一又は同等な技術的特徴を含む場合、人民法院はそれが特許権の保護範囲に入ると認定しなければならない。請求項に記載された全ての技術的特徴と比較して、権利侵害で訴えられた技術的方策の技術的特徴が、請求項に記載された技術的特徴の一つ以上不足する場合、又は、請求項に記載された技術的特徴のいずれかと同一でも同等でもない技術的特徴の一つ以上含む場合には、人民法院はそれが特許権の保護範囲に入らないと認定しなければならない。（*文言侵害、均等侵害*）

- ・ 特許紛争案件審理に適用される法律に関する論点についての最高人民法院の複数の条項（2001年施行，2015年改正）

第17条 特許法第59条第1項における「発明又は実用新案の特許権の保護範囲は、請求項の内容を基準とし、明細書及び図面は請求項の内容の解釈に用いることができる。」とは、特許権の保護範囲は請求項に記載された全ての技術的特徴により確定される範囲を基準としなければならない、それには当該技術的特徴と均等な特徴により確定される範囲も含まなければならないことをいう。

均等な特徴とは、記載された技術的特徴と、実質的に同一の機能を実現するために実質的に同一の手段を用いて、実質的に同一の効果をもたらす、かつ、権利侵害行為の発生時に、当該分野における一般的な技術者が創造的な努力をすることなく想到できるものをいう。（*均等な特徴の判定*）

中国における侵害者とされた者の一般的防御方法

1. 侵害はないとの防御方法
2. 侵害とみなされないとの防御方法
3. 先行技術の防御方法
4. 合法的な取得に基づく防御方法
5. 侵害不停止の防御方法

特許法第62条 特許権侵害紛争において、権利侵害者として訴えられた者が、その実施する技術又は設計が先行技術又は先行設計に属することを証明する証拠を示す場合、特許権侵害を構成しないものとみなす。

特許権侵害をめぐる紛争事件の審理における法律適用の特定の問題に関する最高人民法院の解釈（2010年施行）第14条 特許権の保護範囲に入っていると訴えられた全ての技術的特徴が、ある先行技術の技術的方策において対応する技術的特徴と同一又は実質的な相違がない場合、人民法院は、権利侵害で訴えられた者が実施した技術が特許法62条所定の先行技術に該当すると認定しなければならない。

本件発明と被告方法との比較

特許発明		被告方法	
A	地図を表示画面に表示するカーナビゲーションシステムの制御方法であって、次のステップから成るもの。	a	地図を被告端末の画面に表示する、サーバーと端末から成るカーナビゲーションシステムの制御方法であって、次のものを含むもの。
B	複数のサービス施設を示す表示データ及び各サービス施設の存在地点を示す座標データからなる施設データを予め記憶した第1記憶手段から前記表示データを読み出して前記複数のサービス施設を前記表示画面に表示させるステップと、	b	前記カーナビゲーションシステムが備える被告サーバーの記憶領域Aに、複数のスポットを示す被告名称データ及び各スポットの存在地点を示す被告地点データからなる被告スポットデータを保持し、被告名称データにより前記複数のスポットを前記画面に表示させることと、
C	前記表示画面に表示された複数のサービス施設のうちの1のサービス施設を操作に応じて指定するステップと、	c	前記画面に表示された複数のスポットのうちの1のスポットを操作に応じて「メモ地点」として登録する指示を受け付けることと、
D	指定された1のサービス施設に対応する座標データを前記第1記憶手段から読み出すステップと、	d	登録を指示された1のスポットに対応する被告地点データを被告サーバーの記憶領域Aから取得し、
E	読み出された座標データをユーザー登録データとして第2記憶手段に記憶させるステップと、	e	前記被告地点データを、被告メモデータとして被告サーバーの記憶領域Bに記憶することと、
F	前記表示画面に地図が表示されているとき前記第2記憶手段から座標データを読み出してその座標データが示す地図上の地点を所定のパターンにより地図に重畳して前記表示画面に表示させるステップ。	f	前記画面に地図が表示されているとき前記被告サーバーの記憶領域Bから被告メモデータを読み出してその被告地点データが示す地図上の地点をアイコンにより地図に重畳して前記画面に表示させること。

□ 技術的特徴の区分と対比については争いがない。

- 原告：文言侵害，少なくとも均等侵害という主張。
- 被告：侵害はないという主張。先行技術の防御の主張はしない。

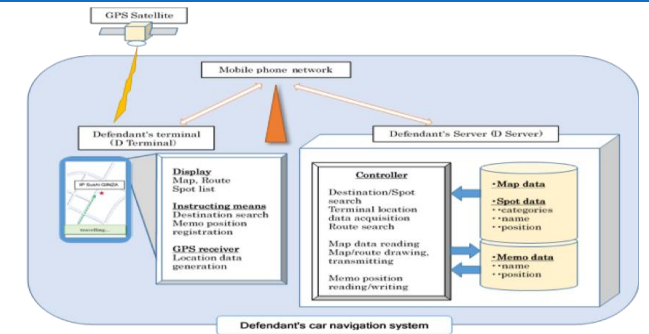
◆ 裁判所と当事者が争点を確認する。

- ・ 被告方法が「第 1 記憶手段」を充足するか。
- ・ 被告方法が「第 2 記憶手段」を充足するか。
- ・ 「カーナビゲーションシステム」の全ての構成要素が車両に搭載されるか。
- ・ 侵害の判断における出願経過の影響

争点1: 被告方法が「第1記憶手段」を充足するか？ 原告の主張

✓ 被告方法は「第1記憶手段」を充足する。

- ・ クレーム1: 複数のサービス施設を示す表示データ及び各サービス施設の存在地点を示す座標データからなる施設データを予め記憶した第1記憶手段
- ・ 本件特許の第1記憶手段は、実施例のCD-ROMに限定されない。施設データの記憶に適切な、あらゆる記憶領域を意味する。記憶領域の種類や場所は重要ではない。
- ・ 被告方法では、スポットデータを記憶するための記憶領域Aが存在する。スポットデータとは、クレーム1の施設データに相当するものである。したがって、被告方法は、クレーム1の第1記憶手段と同一の技術的特徴を含む。
- ・ 仮に、本件特許の第1記憶手段が、CD-ROMなどの持ち運び可能な記憶媒体だと解釈されとしても、被告方法はなお、クレーム1の第1記憶手段と同等の特徴を含むものである。
 - ・ 実質的に同一の手段: 本件特許におけるCD-ROMなどの持ち運び可能な記憶媒体と被告サーバーで用いられる記憶装置。
 - ・ 実質的に同一の機能: ナビゲーションのためのデータ記憶という機能。
 - ・ 実質的に同一の効果: ナビゲーションのためのデータ記憶という効果。被告サーバーで用いられる記憶装置が、より大きな容量や高い信頼性などといった他の技術的效果を有するという事実は、考慮されるべきではない。
 - ・ 当該分野における一般的な技術者は、被告サーバーで用いられる記憶装置と本件特許における持ち運び可能な記憶媒体が相互に置換可能なものであることを容易に想到できる。被告サーバーで用いられる記憶装置は、当該技術分野において非常に一般的なものである。

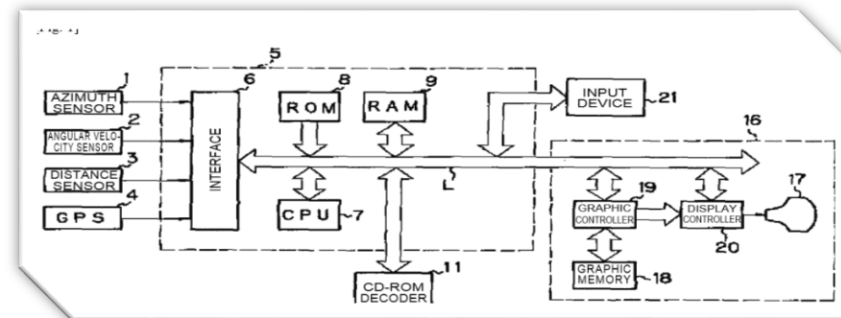


被告の主張

✓ 被告方法は「第 1 記憶手段」を充足しない。

- ・クレーム： 「記憶手段」という抽象的な用語による説明
- ・詳細な説明：

- ・明細書において開示された「第 1 記憶手段」の唯一の例は、バスラインで他の要素と接続された CD-ROM のみである。[Fig. 1] [0010]
- ・「施設データ・・・は安価な記憶媒体である CD-ROM に格納し、ユーザー登録データは書換えが可能な RAM に記憶することにより、利便性の向上とコスト低減とを両立することができる。」[0015]



- ⇒ 特許権侵害をめぐる紛争事件の審理における法律適用の特定の問題に関する最高人民法院の解釈 (2010年) 第2条によると、クレームは、明細書と結びつけて解釈されなければならない。
- ⇒ CD-ROMのような持ち運び可能な記憶媒体は便利かつ安価である。これに対して、サーバーに用いられるような他の記憶媒体は、その容量の大きさと信頼性に関する要件のため、当該分野における一般的な技術者からは高価なものとして知られている。
- ⇒ したがって、持ち運び可能でない記憶媒体では、本件明細書に記載された技術的效果は実現できない。[0015]

➡ 「第 1 記憶手段」とは、CD-ROMのような持ち運び可能な記憶媒体をいう。

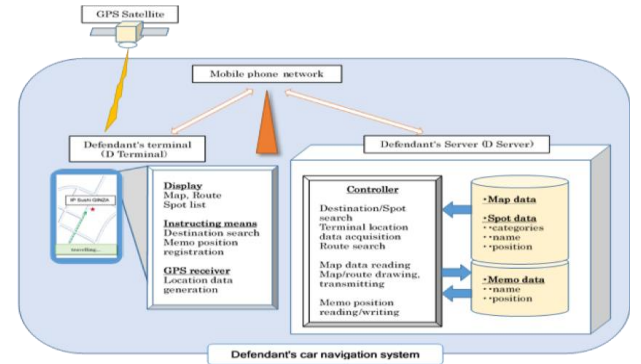
被告の主張

- ✓ 被告サーバーの記憶装置は、CD-ROMなどの持ち運び可能な記憶媒体（「第1記憶手段」）と同等ではない。
- ・ 異なる手段：CD-ROMなどの持ち運び可能な記憶装置は、被告サーバーに用いられる記憶装置とは著しく異なる。
- ・ 異なる効果：被告サーバーの記憶装置は、より大きな容量と高い信頼性を備えており、それはCD-ROMのような持ち運び可能な記憶装置の効果と実質的に同一ではない。
- ・ 発明的努力なくでは想到できない：2013年には、CD-ROMは持ち運び可能な記憶装置としてUSBディスクに取って代わられた。しかしながら、被告サーバーを含む、遠隔分散型のコンピュータセンターは、2013年及びそれ以降も、一般的ではなかった。

争点2： 被告方法は「第2記憶手段」を充足するか？

原告の主張

✓ 被告方法は「第2記憶手段」を充足する。



- ・クレーム1：読み出された座標データを、第2記憶手段にユーザー登録データとして記憶させる。
- ・本件特許の第2記憶手段は、実施例のRAMに限定されない。ユーザー登録データの記憶に適切な、あらゆる記憶領域を意味する。記憶領域の種類や場所は重要ではない。
- ・本件特許における「第1記憶手段」及び「第2記憶手段」は、それぞれがクレームに定められた機能を果たす媒体でありさえすれば良い。第1記憶手段と第2記憶手段が、物理的に一つの記憶装置に含まれていてもよく、あるいは、物理的に別個の記憶装置に位置していてもよい。これら二つの異なる構成は、いずれも、クレーム1の保護範囲に含まれる。
- ・被告方法には、メモデータを記憶するための記憶領域Bが存在する。メモデータは、クレーム1のユーザー登録データに相当する。したがって、被告方法は、クレーム1の第2記憶手段と同一の技術的特徴を含む。
- ・仮に、本件特許の第2記憶手段が、「第1記憶手段」である記憶媒体とは区別される記憶媒体であると解釈されとしても、被告方法はなお、クレーム1の第2記憶手段と同等の特徴を含むものである。
 - ・被告方法において、メモデータを記憶するための記憶装置は、本件特許の第2記憶手段と、実質的に同一の機能を果たし（**ユーザー登録データの記憶**）、そして実質的に同一の手段によって実質的に同一の効果（**ユーザー登録データの記憶**）を奏するものであって、2013年及びそれ以降の時点において、当該分野における一般的な技術者が、発明的な努力を要することなく想到できたものである。

被告の主張：

✓ 被告方法は「第2記憶手段」を充足しない。

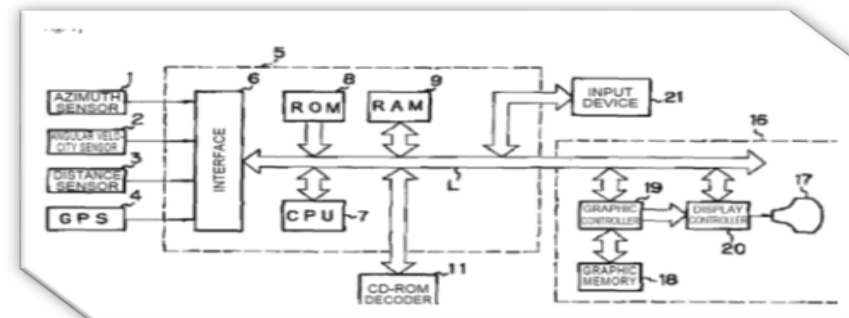
- ・クレームの表現：

- ・クレームの用語では、異なる種類のデータを保存する2つの記憶媒体を区別している。

- ・明細書の詳細な説明：

- ・二つの異なる記憶媒体，すなわちCD-ROM（「第1記憶手段」）及びRAM（「第2記憶手段」）のみが記載されている。[0009]

- ・「施設データ・・・は安価な記憶媒体であるCD-ROMに格納し，ユーザー登録データは書換えが可能なRAMに記憶することにより，利便性の向上とコスト低減とを両立することができる。」[0015]



➡ 「第2記憶手段」とは，「第1記憶手段」としての記憶媒体とは区別される記憶媒体をいう。

被告方法の記憶装置の特徴は，第2記憶手段と同一又は同等ではない。

争点3：「カーナビゲーションシステム」の全ての構成要素が車両に搭載されるか？

原告の主張

✓ システムの全ての構成要素が車両に搭載されるものではない。

- ・特許のクレームは、通常、明細書や図面によって開示される実施例に基づいて作られた、合理的に一般化された概念である。

実施例は、クレームの保護範囲に含まれる技術的方策の単なる具体例に過ぎず、特許出願人によって考えられた発明又は実用新案を実現するための好ましい形態である。

特許の保護範囲は、明細書において開示された特定の実施例に限定されない。

- ・本件特許の目的：ユーザーが、サービス施設を地図上に表示するための面倒な操作をすることなく、ユーザー登録をすることができるカーナビゲーションシステムの制御方法を提供すること。

- ・クレーム1により、従来のカーナビゲーションシステムと比較して、ユーザーが、ユーザー登録をしやすくなっている。このように、クレーム1は、明細書や図面によって開示される実施例に基づいて作られた、合理的に一般化された概念である。本件特許の保護範囲は、明細書において開示された特定の実施例に限定されない。

原告の主張

✓ 本件特許の「カーナビゲーションシステム」の全ての構成要素が車両に搭載されるものであるとしても、被告方法のカーナビゲーションシステムは、本件特許と同等である。

- ・ **実質的に同一の手段：** 全ての要素と一緒に搭載される一体型システムと、各要素が通信ネットワークによって接続された分散型システムとの間には、本質的な違いはない。

- ・ **実質的に同一の機能：** 被告方法の分散型システムと本件特許の一体型システムは、同一のナビゲーション機能を有する。

- ・ **実質的に同一の効果：** 被告方法の分散型システムと本件特許の一体型システムは、ユーザーがサービス施設を地図上に表示するための面倒な操作をすることなくユーザー登録をすることができるという、実質的に同一の効果を實現しており、これが正に本件発明の目的であって、重要な点である。被告方法の分散型システムが、省電力、高効率、耐久性、信頼性などといった他の技術的效果を實現するという事実は、考慮されるべきではない。

- ・ **当該分野における一般的な技術者は、被告方法の分散型システムと本件特許の一体型システムが相互に置換可能であることを、容易に想到できる。** 2013年及びそれ以降の時点において、分散型システムはありふれたものであった。車のナビゲーションの分野における一般的な技術者であれば、モバイル通信システムの利用により、本件特許においてこれに相当する技術的特徴を置換するを容易に想到できることは、被告が被告方法を利用するよりも前に出版された関連公刊物によって証明できる。

被告の主張

✓ カーナビゲーションシステムの全ての構成要素が車両に搭載される。

・ 明細書

・ 本件カーナビゲーションシステムは複数の構成要素（GPSセンサ，システムコントローラ，メモリなど）からなる一体の装置であって，その構成要素がバスラインで接続されている。（図1）

・ 地図データやサービス施設データなどの大容量データは，あらかじめCD-ROMに記憶されている。
[0010]

・ 特定の施設をユーザーが選択・指定すると，選択された施設の位置座標（緯度及び経度データの組み合わせ）と地点表示パターンデータが，CD-ROMから読み出されて，RAMのユーザー登録データテーブルに書き込まれる。[0015,0016]

・ 審査手続中に提出された意見：「大容量の車載バッテリーからの電力供給がなされるRAMを用いて第2記憶手段を提供することにより，ユーザー登録データを記憶保持し続けることができ，ユーザーの利便性を向上させます。このような効果は，ナビゲーションシステムが，大容量の車載バッテリーを有する車両に搭載されるからこそ得られるものです。」

⇒本件特許の「カーナビゲーションシステム」は，車両に搭載可能な一体の装置である。そうであるから，その「制御方法」は，そのような一体の装置に固有の特徴により構成される。

被告の主張

✓ 被告方法における分散型ナビゲーションシステムは、本件特許における「カーナビゲーションシステム」の単一ナビゲーション装置と同等ではない。

- ・異なる手段： 単一ナビゲーション装置は、分散された「モバイル端末＋サーバー」システムとは著しく異なる。
- ・同一の機能： 同一のナビゲーション機能
- ・異なる効果： 「効果」の要素は、「機能」の要素とは別である。機能とはシステムが何を果たすかであり、効果とはシステムがいかにかにうまく当該機能を果たすかである。

分散システムは、計算処理能力、効率性、耐久性、信頼性などのナビゲーションシステムの効果について、本件特許の単一装置と比較して、著しい差異を有する。

- ・侵害行為とされる時期（2013年）において想到できない：

被告方法が実施された2013年において、カーナビゲーションシステムは、車両に搭載される単一装置であることが一般的であった。当該分野における一般的な技術者は、分散された「モバイル端末＋サーバー」のカーナビゲーションシステムを、発明的な努力をすることなく、想到することができなかった。

原告は、2013年以降、分散型システムがありふれたものであったと主張するが、その転換が起きた時期を裏付ける具体的な証拠を提出していない。

単一ナビゲーション装置の優勢は、2013年以降も続いた。2019年の今日に、分散型ナビゲーションシステムが一般的であるという事実を、2013年に遡らせることはできない。少なくとも被告が被告方法を実施し始めた時点及びその後の長期間、分散型システムを想到するには発明的な努力を必要としたと考えられる。

争点4：侵害の判断における出願経過の影響

原告の主張

- ✓ 出願経過は侵害の判断に影響を与えない。

意見書Aについて

- ・ 意見書A： 「しかしながら、引用発明1は、歩行者のための携帯用ナビゲーション装置であって、本願発明のようなカーナビゲーションシステムの制御方法を開示するものではありません。引用発明1は、自動車用のナビゲーション装置では解決し得なかった歩行者用のナビゲーション装置に特有の課題を解決するものであります。」
- ・ 歩行者用のナビゲーションシステムの制御方法は、特許権者によって放棄されている。
- ・ しかし、被告方法は、歩行者用のナビゲーションシステムではなく、カーナビゲーションシステムに使用されている。意見書Aは、侵害の判断には何ら影響しない。

原告の主張

意見書Bについて

・意見書B： 本願発明は、クレーム1により特定されるように、「読み出された座標データをユーザー登録データとして記憶する第2記憶手段」を有するところ、この第2記憶手段を、システムの電源切断時にもバッテリーから電源が供給されてユーザー登録フラグ等のデータが消滅しないようにバックアップされているRAM（本件明細書【0009】）で構成することにより、電源OFF時にもユーザー登録データを記憶保持し続けることができ、ユーザーの利便性を向上させるという効果を奏します。このような効果は、本願発明のシステムが車両に搭載され、車両用の大容量バッテリーからRAMへの常時の電源供給が可能であるからこそ得られるものです。

・意見書は、RAMを第2記憶手段に提供に用いることができると述べるが、第2記憶手段がRAMでなければならぬとは述べていない。第2記憶手段は、適切な記憶装置であればよい。仮にバッテリーからの電力供給でバックアップされるRAMが第2記憶手段として用いられる場合には、更なる技術的效果が達成できる。しかしながら、この技術的效果は、本件発明の目的には必要ない。

原告の主張

- ・ 「こそ (“only”）」という単語は、クレーム 1 の内容を、クレーム 1 のシステムが車両に搭載されており、第 2 記憶手段が R A M であるということに限定するものではない。ここで言及される「効果」とは、本件発明に必要な効果ではなく、また、クレーム 1 の技術的方策により達成される効果でもない。これは、本件発明が追加的な特徴まで採用した場合に得られる好ましい効果のことである。
 - ・ 特許権者は、更なる効果は、バッテリーからの電力供給でバックアップされる R A M を用いて第 2 記憶手段を提供するという構成に基づくことを、明確に強調した。クレーム 1 は、この構成を掲げていない。審査官が、特許権者の強調点とクレーム 1 における上記構成の欠如を認識したことは、確実である。すなわち、意見書 B は、特許の査定に何ら関係しない。特許権者は、意見書 B により何も放棄していない。意見書 B は、侵害の判断に何ら影響しない。
- ✓ 本件特許の実施例と異なる被告方法の技術的内容は、特許権者により除かれておらず、また実際にも除くことはできない。
 - ✓ 被告方法の実施は、文言侵害又は均等論に基づく侵害となる。

被告の主張

- ✓ 禁反言の法理：分散型カーナビゲーションシステムと車両外部にある記憶手段は、出願経過において、出願人の意見により放棄されている。

出願人の意見は、審査官による進歩性の拒絶に対する回答として、二つの点を含んでいる。（A）引用発明 1 は、歩行者ナビゲーションにのみ関するものであって、そこでの問題は車両ナビゲーション装置では解決されない。（B）データが消えることなくユーザーの利便性が向上するという効果は、単一のカーナビゲーションシステム及び車載バッテリーから電力供給を受ける RAM によってのみ得られるものである。

・ A と B の二つの点の意見は、進歩性の拒絶を克服するために必要不可欠であると考えられるべきである。そうでなければ、出願人は、B の点を述べる必要がない。出願人は、A の点のみだけでは進歩性が認められるために不十分であると信じていたからこそ、B の点を述べたのである。発明の効果に関する意見は、A の点（歩行者 対 自動車）の単なる補足ではない。仮に出願人が単なる補足として考えていたのであれば、「このような効果は、・・・であるからこそ得られる」などという強く限定的な表現を用いることは一般的でない。この強く限定的な表現は、出願人（原告）が、当該効果の重要性を信じていることを反映するものである。

・ 中国特許法（第 22 条 3 項）は、進歩性について、顕著な実質的特徴と著しい進歩の双方を要求している。したがって、「データが消えないこと及び利便性の向上という効果」に関する意見は、進歩性を支える上で必要不可欠である。

- ◇ よって、効果に関する意見は、進歩性を認め、これにより特許査定をするために必要不可欠である。
- ◇ 更に、「カーナビゲーションシステム」としての「単一装置」と、「第 2 記憶手段」としての、車載バッテリーにより電力供給を受ける別個の記憶装置は、意見書に示された効果を達成するために必要不可欠である。（→「・・・であるからこそ得られる」）

被告の主張

- したがって、出願人は、その他の実施方法（分散型ナビゲーションシステム、及び、車載バッテリーから電力供給を受けない別個の記憶装置）を、上記効果を実現しないものとして明確に除いているから、出願人は、その意見書により、このようなその他の実施方法を放棄している。
- 出願人自身が、その主張する特許請求の特徴を最も明確に理解する者である。クレームにおいてRAM及び車載バッテリーを限定していないとしても、出願人は、RAM及び車載バッテリーの存在によってのみ実現される効果を強調することを選んだ。これは、このような特徴の存在により進歩性を確立しようとした、出願人の明確な願望と欲求を反映している。
- したがって、分散型ナビゲーションシステム及び被告サーバー内の記憶装置による実施方法は、出願人が意図的に放棄したものである。

➡禁反言の法理が「カーナビゲーションシステム」と「第2記憶手段」に適用されるため、保護範囲は、分散型ナビゲーションシステム及び被告サーバー内の記憶装置に拡張されるべきではない。

文言侵害も均等論に基づく侵害も成立しない。